

株式会社は農業に適するか

米田 保晴 来住野 究

1. はじめに

平成17年改正前商法52条によれば、会社とは商行為の営業を目的として商法により設立された社団であるが（1項）、商行為を営業としなくても、営利を目的として商法により設立された社団は会社とみなされる（2項）。52条2項のいわゆる民事会社の営む事業には制限はないため、農業も会社形態で営むことができる。平成17年に成立した新会社法では、そもそも会社の実質的な定義規定がないため、やはり農業を会社形態で営むことは妨げられない。しかし、平成12年の農地法改正の際に、農業生産法人に株式会社を含ましめることに対しては反対論も少なくなかった。また、最近では、構造改革特区を利用して平成16年に日本初の株式会社立大学として設立されたLEC東京リーガルマインド大学において、実態としては経営母体たる資格試験予備校と事実上一体化していることが問題となった。これは、事業経営のあり方によっては、会社形態または特定の種類の会社形態で営むことに適さないものがあるのではないかという問題を提起する⁽¹⁾。

そもそも、農業については、収益性が低く、農産物価格の変動の大きさが計画的経営を妨げるなどとして、営利企業にはあまり適さないといわれる。しかし、農業参入に対する企業の需要があり、他方で企業形態の構造上農業とは相容れない事情や大きな弊害のない限り、門戸を閉ざすべきではない。そこで、本稿では、農業生産法人制度の変遷を含む株式会社の農業参入の経緯とその背後にある農業経営のあり方を概観した上で、会社法の視点から株式会社の農業参入の問題点を検討することとする⁽²⁾。

2. 株式会社の農業参入の経緯

(1) 農地法の基本理念

まず、農地法の基本理念を確認しておこう。

農地法は、自作農の創設という戦後の農地改革の成果を恒久的に維持するために、昭和27年に制定され、我が国の寄生地主制の崩壊と農村の民主化をもたらした。

農地法1条は、その目的を次のように規定する。「この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。」

農地法は、農地の所有権・利用権をもって農業生産の法的手段であると把握し、私的自治の原則・所有権絶対の原則の例外として、農地に関する権利の変動を制限する。すなわち、農地法は、農地・採草放牧地の所有権の移転または利用権の設定・移転については、原則として農業委員会（または都道府県知事）の許可を受けなければならず（3条1項）、取得者が耕作事業を行わないと認められる場合など一定の場合には許可することができないとする（同2項）とともに、農地の転用も制限している（4条）。転用規制は、当初は自作農体制下の食糧増産の物的基盤を確保すると同時に、権利移動規制の実効性を担保するための措置として位置づけられたが、高度経済成長下で都市的土地利用が急速に拡大し始めた時期以降、優良農地を保全し、無秩序な開発行為を抑止するための最も効果的な制度となった⁽³⁾。

農地取得の制限は、農地法1条でも明らかにされているように、当初は、農地を耕作する者が農地を所有すべきであるという「自作農主義」に基づくものであった。ここでいう耕作者は農業経営者と農業労働従事者を同時に含む概念であるから、自作農主義では、農業経営者＝農業労働従事者＝農地所有者という三位一体の図式が成立する⁽⁴⁾。その後、昭和45年改正により、農

地法の基本理念は、借地をも容認する「耕作者主義」へと変容する。すなわち、農地に関する権利（所有権・使用収益権）は自ら耕作する者に与えられるべきであるという理念である。いずれにせよ、農地に関する権利の主体は、現実に耕作できる自然人が暗黙のうちに想定されていたことになる。

(2) 農業生産法人制度の変遷⁽⁵⁾

農業経営の法人化が問題となったのは、昭和32年5月に徳島県勝浦町のみかん農家が税金対策のために一戸一法人の有限会社を設立したことを契機とする。当時の農地法3条は法人が農地に関する権利を取得することを想定していなかったため、当時の農林省はこれを農地法違反とする見解を示した。これが議論の発端となり、農業経営の近代化・合理化、農家の民主化にもつながる問題として、農地法の自作農主義自体の再検討にまで発展した。そこで、農林省は一定の要件をみたす「適格法人」に限って農地の賃借権または使用貸借による権利の取得を認めることとし、そのための農地法改正案は昭和35年に国会に提出されたが、成立には至らなかった。その後、昭和36年に農業基本法が制定された後、昭和37年によりやく農地法も改正され、農業生産法人制度が創設された。すなわち、農業生産法人に限って農地に関する権利（所有権・使用収益権）の取得が認められるが、自作農主義との整合性を確保するため、農業生産法人には非常に厳格な要件が課されることになっていた。制度創設当初の農業生産法人の要件は、次の7つである。①農事組合法人（農業経営・共同利用施設の設置・農作業の共同化に関する事業を行う農協法上の法人）・合名会社・合資会社・有限会社のいずれかであること（法人形態要件）、②事業は農業及びその附帯事業に限られること（事業要件）、③構成員は法人への農地に関する権利の提供者または法人の事業（農業）への常時従事者に限られること（構成員要件）、④法人の経営面積のうち構成員以外からの借地面積が2分の1以内であること（借地面積要件）、⑤常時従事者たる構成員が議決権の過半を占めること（議決権要件）、⑥法人事業に必要な総労働力のうち構成員以外の者に依存する部分が2分の1以

内であること（雇用労働力要件）、⑦利益配当については、構成員が事業に従事した程度に応じて配当するか、出資に応じた配当の後に構成員が事業に従事した程度に応じて配当する旨が定款で定められていること（利益配当要件）。

この農業生産法人の要件は、その後の改正により大幅に緩和されるに至る。まず、昭和45年の改正により、上記の④から⑦の要件が廃止される一方、新たに役員要件が設けられ、法人の業務執行役員の過半は、農地等の提供者でありかつ農作業への常時従事者たる構成員が占めるものとされたが、昭和55年の改正により、役員要件のうち農地等の提供者であることが削除された。平成5年の改正では、農業に関連する事業（農畜産物を原材料とする製造・加工、農畜産物の貯蔵・運搬・販売など）を事業要件に追加するとともに、構成員要件については、⑦農地保有合理化法人・農業協同組合・農業協同組合連合会のほか、①その法人からその法人の事業に係る物資の提供または役務の提供を受ける者（産直などで農産物の供給を受ける個人）・その法人の事業の円滑化に寄与する者（農業に関する特許などを有する個人・法人）も構成員になれるようになった。ただし、合名会社・合資会社にあつては、①の社員の数は社員総数の4分の1以下であり、有限会社にあつては、①の社員の議決権の合計が議決権総数の4分の1以下であり、かつ①の各社員の議決権が議決権総数の10分の1以下でなければならない。これは、農外資本が農業生産法人を実質的に支配することを防止するためである。

(3) 農業生産法人としての株式会社の容認とその経緯⁶⁾

農業生産法人としての株式会社の可能性が初めて示唆されたのは、平成4年6月10日に農水省の「新しい食料・農業・農村政策検討本部」が発表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」（いわゆる「新政策」）である。新政策では、農業経営のあり方として法人化を推進する一方、株式会社の農業参入については、「株式会社一般に農地取得を認めることは投機及び資産保有目的での農地取得を行うおそれがあることから適当ではないが、農業生産法

人の一形態としての株式会社については、農業・農村に及ぼす影響を見極めつつ更に検討を行う必要がある」と述べられている。その後、規制緩和の大きな波が農業分野にも押し寄せる中で、株式会社の農業参入容認論が再浮上してくる。すなわち、平成7年10月に経団連が「農業分野における規制緩和の推進を求める」と題する文書において、農業生産法人の構成員要件の一層の拡大（食品産業会社等の参加）と農地法の耕作者主義の見直しを求めるとともに、農業生産法人としての株式会社の可能性は、平成7年12月の行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第1次）」の中でも再び取り上げられ、平成8年3月に改定された「規制緩和推進計画」にも盛り込まれた。農林水産大臣の下に設けられた「農業基本法に関する研究会」が平成8年9月に出した報告の中でも、「農地の投機的な取引の防止等により農地の農業上の有効利用は確保しつつ、株式会社を含めて新たに農業を行おうとする意欲のある者の農地の権利取得を認めることについてどのように考えるのか、十分な議論が必要である」と述べられている。

株式会社の農業参入問題は、新しい農業基本法の制定に向けて内閣総理大臣の諮問機関として設置された「食料・農業・農村基本問題調査会」に引き継がれ、主要論点の1つとして議論された。平成9年12月の「中間取りまとめ」の段階では賛否両論を併記するにとどまったが、平成10年9月の最終答申では、「土地利用型農業の経営形態としての株式会社は、①経営と所有の分離により機動的・効率的な事業運営と資金調達を容易にする法人形態である、②就農希望者を雇用者として受け入れやすいため、就業の場の提供、農村の活性化につながる、といった利点が考えられるが、一方で、①農地の有効利用が確保されず、投機的な取得につながるおそれがある、②周辺の家族農業経営と調和した経営が行われず、集団的な活動により成り立っている水管理・土地利用を混乱させるおそれがある、等の懸念が指摘されており、株式会社一般に土地利用型農業への参入を認めることには合意は得難い」としつつ、「投機的な農地の取得や地域社会のつながりを乱す懸念が少ないと考えられる形態、すなわち、地縁的な関係をベースにし、耕作者が主体である

農業生産法人の一形態としてであって、かつ、これらの懸念を払拭するに足る実効性のある措置を講じることができるのであれば、株式会社が土地利用型農業の経営形態の一つとなる途を開くこととすることが考えられる」と述べられている。この答申に沿って、「農政改革大綱」（平成10年12月）と「農業生産法人制度検討会報告」（平成11年7月）がまとめられ、農地法改正の内容が具体化された。食料・農業・農村基本法は平成11年7月に成立し、改正農地法も平成12年11月に成立した。その結果、株式譲渡には取締役会の承認を要する旨の定款の定めのある株式会社が農業生産法人の一形態に追加された。また、農業生産法人一般の要件について、①法人の行う主たる事業が農業とその関連事業であればよいとするともに、②業務執行役員について農作業への従事の程度を緩和する一方、農業生産法人の要件への適合性を確保するため、農業委員会への定期報告、農業委員会による是正勧告、立入検査等の措置を設けた。さらに、政令改正により、平成5年に追加された構成員要件が緩和され、構成員となりうる者の範囲が拡大された。すなわち、その法人からその法人の事業に係る物資の提供または役務の提供を受ける者は法人でもよいものとされ、法人に対してその事業に係る物資または役務の提供を継続的に行う者（個人・法人）も構成員になれるようになった。

農林水産省の農林水産基本データ集によれば、平成21年1月現在、農業生産法人11,064法人のうち株式会社形態をとっているのは（特例有限会社を除く）832法人である。

(4) 株式会社の農業参入の拡大

平成15年に制定された構造改革特別区域法（特区法）により、農地法の特例措置が設けられ、農業生産法人以外の法人（「特定法人」と呼ばれる）による農地の農業的利用の道が開かれた。すなわち、農業の担い手不足と農地の遊休化が深刻な地域について、地方公共団体からの申請に基づき内閣総理大臣から構造改革特区の認定を受けると、農地所有者から農地を買い入れまたは借り入れた地方公共団体または農地保有合理化法人は、一定の要件の下

で、農業生産法人以外の法人に対して農地の貸付（リース）を行うことができるようになった。

続いて、平成17年に改正された農業経営基盤強化促進法は、特区法に基づく農地法の特例措置を「特定法人貸付事業」と位置づけ、その措置を全国展開することとした。この制度によれば、市町村が農業経営基盤強化促進基本構想において遊休農地または遊休農地となるおそれのある農地（要活用農地）が相当程度存在する区域を参入区域として設定した上で、市町村または農地保有合理化法人は、特定法人との間で、事業の適正かつ円滑な実施を確保するための協定を締結し、協定違反（耕作放棄等）の場合には賃貸借契約を解除できるという条件の下で、農地を貸し付けることができる。ただし、特定法人の業務執行役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事することを要する（4条4項・6条・27条の13）。

農林水産省の統計によれば、平成21年3月1日現在、リース方式により農業に参入した農業生産法人以外の法人数は349であり、そのうち株式会社が191社（55%）、特例有限会社が89社（26%）、NPO等が69法人（20%）となっている。業種別に見ると、建設業が125社（36%）、食品会社が72社（21%）となっている。地元の建設業者としては、公共事業削減による建設需要の縮小に伴い余剰労働力を有効活用したいという狙いがあり、食品会社としては、品質の高い原料を安定的に確保することを意図している。また、参入法人に貸し付けた農地の面積は1,131haであり、そのうち遊休農地と遊休化するおそれのある農地が60%を占めているため、耕作放棄地の解消・発生防止に貢献しているほか、雇用の確保・地域の活性化にもつながっている。

さらに、農林水産省は平成19年11月6日に「農地政策の展開方向について」を公表した⁷⁾が、それによれば、「所有から利用への転換を図り、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念の下、所有権と利用権の規制を切り離し、所有権については厳しい規制を維持しつつ、利用権について規制を見直す」ことにより、「集落営農の法人化、農業生産法人の経営発展、農業経営に意欲のある者等の参入による農地の有効利用を促

進する」こととされている。農林水産省は平成20年12月3日には「農地改革プラン」を公表したが、それによれば、「農地制度について、『所有』に拘ることなく農地の適切な『利用』が図られることを基本とする制度へと再構築する」ため、「農地を利用する意欲を有する者に対して農地を利用しやすくする観点から、賃借権等を設定する場合の要件を緩和するとともに、個人はもとより農業生産法人以外の法人についても貸借による参入を拡大する。ただし、所有権の取得については、現行の要件を維持する」という措置を講ずることとしている。

そして、ついに農地法が改正されることとなり、農地政策は「平成の農地改革」というべき重大な転換期を迎えた。政府原案における当初の最大の眼目は、農地の賃借権の設定にかかる許可規制を大幅に緩和し、貸借によるのであれば、個人か法人かを問わず、誰でもどこでも自由に農業参入できるようにすることにあった⁽⁸⁾。すなわち、権利取得者がその農地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借契約を解除する旨の条件が付された書面での契約がありさえすれば、誰でも権利取得の許可を受けることができる（新3条3項）。ただし、耕作に必要な機械の保有状況・農作業従事者の数等からみて農地を効率的に利用できる見込みがあることが前提とされる（新3条2項1号）一方、権利取得者が常時農作業に従事する必要はない。それに伴い、政府原案の農地法1条も、「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であることにかんがみ、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする」と改められ、農地法の目的から耕作者主義は姿を消す予定であった。しかし、この原案は衆議院農林水産委員会では次のように修正され、改正農地法は平成21年6月17日に成立した。すなわち、農地に賃借権等を設定する場合には、権利取得者が地域の農業における他の

農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることを要件とする（新3条3項2号）とともに、権利取得者が法人である場合には、業務執行役員1人以上が農作業に常時従事することを要件とした（同3号）⁹⁾。また、農地法1条は、耕作者主義にも敬意を払って、最終的に次のように改められた。「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」

このように、農業政策立法としては、株式会社の農業参入を積極的に推進する方向にある。その背景には、深刻な農業の担い手不足やそれに伴う農地の荒廃がある。農産物の国内供給体制が弱まる中で、農業を再生するためにはもはや株式会社の手を借りざるをえない状況にきているのである。

3. 株式会社は農業に適するか

(1) 参入反対論の主張

株式会社の農業参入のメリットを整理すれば、①外部からの資金導入により大規模な農業経営が可能になる、②所有と経営の分離により機動的・効率的な農業経営が可能になる、③関連企業の参入により、その情報・技術開発力・マーケティング・経営ノウハウなどを活用できる、④経営の多角化・広域農業の展開を可能にし、農業に特有な生産変動のリスクを分散できる、⑤遊休農地の解消と農村の活性化につながるといった点を挙げることができる。これに対して、株式会社の農業参入に反対する見解も少なくない。その理由としては、主に以下の諸点が指摘される。

第一に、農地法の耕作者主義との整合性である。株式会社における株式の自由譲渡性と所有と経営の高度な分離を前提とする限り、耕作者主義と矛盾する⁽¹⁰⁾ため、株式会社に農地取得を認めれば、農地を取得できる者の範囲はなし崩し的に拡大するおそれがあり、ひいては農地法の廃止に発展する。そのため、農地法は、農業生産法人となりうる株式会社は定款により株式譲渡が制限されていることを要求しているが、その実効性に懐疑的な見方もある⁽¹¹⁾。確かに、定款により株式譲渡を制限しても、農業経営にふさわしくない株主を完全に排除できるわけではない。特に会社が譲渡を承認しない場合、株主の投下資本回収を保障するため、会社またはその指定買取人が対象株式を買い取るべきこととなるが、会社を買取財源がなく、また適当な指定買取人が見つからなかったために、所定の期間内に所定の通知がなされなかった場合には、譲渡承認が擬制されるため（会145条2項）、会社にとって好ましくない者が株主となる可能性は残る。しかし、株式の自由譲渡性を排除して会社の閉鎖性を確保することは、農業生産法人に最低限要求されるべきことに変わりはない。

第二に、株式会社による農地の投機的取得・転用目的の取得に対する懸念がある。特に、高度の営利実現に向けて効率性が重視される株式会社の経営や繰り返される大企業の不祥事によって醸成された株式会社性悪説的な見方が、農地取得に関する株式会社への不信感を募らせるようである⁽¹²⁾。そのため、株式会社の農地取得容認論は、転用規制の強化・永久農地制度の創設などの代替案と抱き合わせで主張されることが多い⁽¹³⁾。これに対しては、日本の土地利用規制の実態を前提とすれば、いかに工夫しても転用目的の農地取得を阻止することは難しく、むしろ転用規制の緩和要求が一貫した流れであるし、農地法上の権利移動規制と転用規制は耕作者主義に基づき不可分に結びついているため、前者を廃止して後者のみを強化するということは矛盾であると批判される⁽¹⁴⁾。総合的土地利用計画に基づいて転用規制を強化するとしても、その前提として西欧のような「建築不自由の原則」を確立する必要があるが、日本での実現可能性は疑問視されている⁽¹⁵⁾。また、永久

に転用できない農地の区分を設定してそこについてのみ株式会社の参入を認めるべきであるという主張に対しては、特定の農地にだけ永久農地の規制をかける制度的根拠をどう論証するか、規制を受ける土地所有者に対する補償をどうするかといった問題が提起され、仮に永久農地制度を創設したとしても、現実には永久農地を指定することには困難を伴うことが指摘される⁽¹⁶⁾。そこで、株式会社には賃借権の取得だけを認めるという主張がなされる。特区法以降の株式会社の農業参入許容立法はこれに対応するものであり、農林水産省が推進する新農地政策も所有権と利用権の規制の分離を徹底するものである。これに対しては、有限会社は所有権を取得できて、株式会社は賃借権しか取得できないという差別をどう説明するかという制度論的な問題が提起されていた⁽¹⁷⁾。また、農地は株式会社の賃借権の底地となってしまうため、所有者がそれを売ろうとしても買い手がいるのかという問題⁽¹⁸⁾や、株式会社が大々的に農地利用権を取得して農業経営をし、うまくいかなくなって撤退したとき、大規模に集積された農地が荒廃し、非農業的利用に転用される可能性もある⁽¹⁹⁾。農業は収益性が低く、他産業による土地利用に比べて農地の農業的利用は相対的に劣位にあり、経済活動の自由のままに農地を放置すれば農地は縮小する方向に向かう⁽²⁰⁾一方、農業以外の利用に供した農地を復旧することは実際上容易ではなく、事前規制が不可欠である⁽²¹⁾ことに鑑みれば、農地の保全を損なうおそれのある株式会社の農地取得の許容には慎重にならざるをえないのである。

第三に、大規模企業を予定した株式会社の農業参入に伴う既存の農業従事者に対する悪影響である。株式会社が大々的に農業に参入して非常に効率的な農業経営を実現するとすれば、優良な農地が狙われるであろうから、そこでなら成立したかもしれない近代的な家族農業経営の存立基盤が排除されてしまい、非常に効率のよい株式会社の企業的農業経営を前提として価格政策・担い手育成策などの農業施策が講じられれば、他のもっと条件の悪い地域の家族農業経営は衰退・滅亡の道をたどるしかない⁽²²⁾。株式会社の農業参入は、既存の農家にとって、土地の所有と利用をめぐる強力なライバル

が現れるということであり、それとの競争を通じて、農民はもちろん既存の農業生産法人の構成員も次第に土地を買われて、実質的に大企業が支配する子会社の雇用労働者に転落していく可能性が強まる⁽²³⁾。

以上の参入反対論は、主に農地政策論的な視点から、株式会社の農業参入に伴う農地・農業に対する弊害を根拠とするものであり、株式会社の構造との整合性にまで深く踏み込んだものとはいえない。これに対して、農業法学の権威であった宮崎俊行博士は、農業経営のあり方と株式会社の構造的な特性との関連において、株式会社の農業生産法人としての適格性に否定的な見解を示した。その骨子は以下の通りである。

農業は、生命のプロセスが進行して一定の段階に達すると製品ができる産業であり、いわば「生きもの産業」である⁽²⁴⁾。したがって、「生きもの産業」の主体には「生きものに感応できる能力」が必要であり、その能力をもつ者は自然人である⁽²⁵⁾。男と女が、そして男にも女にも老・壮・青の各世代がそろい、しかも農用地の「永遠性」に対応して、それを所有・利用する人（主体）の側でも、「永続」ということに大きな価値を認める集団（農家としてのイエ）こそが、本来農業の主体ないし農地所有の主体として最もふさわしい⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾。

しかるに、法人には、法人の構成員または業務執行者である自然人の「自然＝神から授かった魂と肉体を持つが故に自ら生ずる＜叫び＞」が、法人の意思決定や業務執行に概ね率直に反映する仕組みをもつものと、そうでないものがある。「自然人の心」が反映する法人とは、自然人のみがその構成員となりうる法人、少なくとも自然人が法人の意思決定・業務執行において支配的地位をもちうる法人である。会社の中では、合名会社・合資会社・有限会社は前者に属するということができるが、株式会社は後者に属する。株式会社は、株式譲渡自由の原則の下で株主の個性は不問とされ、定款をもって株主となりうる者の資格を制限することはできない。定款をもって株式譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めることはでき、その場合「自然人の心」が反映する法人であるか否かは取締役会の判断にかかっているが、取

締役は常に解任の危険性にさらされる不安定な地位にある。特に、「法人資本主義」という語に象徴されるように、ある株式会社の支配株主が法人であり、その株主たる会社の支配株主もまた会社であって、支配株主の系統をたどっていても自然人を見出せない場合には、法人の意思決定・業務執行に「自然人の心」は反映されない。株式会社は、「法人には救われるべき魂も蹴られるべき肉体もない」(“Corporations have neither souls to be saved nor bodies to be kicked.”)という法諺がピッタリとあてはまる法人である。したがって、株式会社は、「死に物産業」(商業・工業)に適した事業主体であって、「生きもの産業」には適さない⁽²⁸⁾。

そこで、農業生産法人としての株式会社を認めるためには、株主となりうる者の資格・範囲を自然人または一定の法人に限定する必要がある、その前提としてかかる定款規定も有効である旨の明文規定を商法に設ける必要がある。かかる株主資格の制限は、原始定款によるか、株主全員一致の定款変更によることとし、その削除のための定款変更も株主全員一致によるべきである⁽²⁹⁾。

(2) 新会社法における会社類型と農業経営の適否

新会社法は、会社の種類を再編し、会社は大きく株式会社と持分会社とに分かれるものとした。持分会社はさらに合名会社・合資会社と新たに創設された合同会社に分かれる。

有限会社は株式会社に吸収される形で廃止され、有限会社法に基づきすでに設立された有限会社は、新会社法施行後は、特別な手続を経ることなく株式会社として存続する(会社法整備法2条1項)。ただし、商号中に有限会社という文字をそのまま使用するため、「特例有限会社」と称されるが(同3条)、有限会社法の規律が実質的に維持されるように手当てされている。

これに伴い、農地法2条7項は、農業生産法人の資格を農事組合法人・公開会社でない株式会社・持分会社に改め、有限会社を削除した。

ちなみに、国税庁の調査「平成19年分税務統計から見た法人企業の実態

（4～3月決算ベースの会社標本調査）」によれば、株式会社（特例有限会社を含む）は2,505,132社（96.6%）、合名会社は5,682社（0.2%）、合資会社は25,550社（1.0%）、合同会社は3,998社（0.2%）である。

新会社法は、第一次的には、社員たる地位（持分）の形態に応じて株式会社と持分会社とに分類した上で、第二次的に社員の責任の態様に依りて持分会社を合名会社・合資会社・合同会社とに分類している。すなわち、社員たる地位が株式という均等な単位に細分化されている会社が株式会社であり、そうでない会社が持分会社である。もっとも、立法者は、社員たる地位の形態よりも会社経営に対する社員の関与のあり方に依りて、株式会社と持分会社とに分類しているようである⁽³⁰⁾。すなわち、持分会社は、相互に信頼関係のある少数の者が自ら直接経営に携わることとを予定した会社形態である。そして、持分会社は社員の責任に依りて、直接無限責任社員のみによって構成される会社である合名会社、直接無限責任社員と直接有限責任社員によって構成される会社である合資会社、有限責任社員のみによって構成される会社である合同会社に分類される（合同会社の社員の有限責任は、会社法580条2項の形式上は直接責任であるが、実質的には間接責任である）。一方、株式会社は、不特定多数の者から出資を集めて大規模企業を営むことを可能にするための法的機構を備えた会社形態であり、社員（株主）がその地位に基づいて直接経営に携わるわけではない。

そこで、宮崎博士の問題提起と照合しながら、かかる新会社法における会社類型とその規制が農業経営の適否に及ぼすかについて検討していくこととする。

第一に、従来は、会社は他の会社の無限責任社員（合名会社の社員・合資会社の無限責任社員）になることはできないとする規定（旧商55条）があったが、会社は無限責任を負う民法上の組合の組合員になれることとの整合性を欠くなど、禁止の合理性が乏しいとして、新会社法では削除された⁽³¹⁾。したがって、新会社法上は、自然人のみが構成員となりうること、または自然人が会社の意思決定・業務執行において支配的地位をもちうるものが制度

的に担保された会社はなくなり、その意味では合名会社・合資会社の農業生産法人としての適格性は低下したといえる。しかし、持分会社では、定款の作成・変更には総社員の同意を要すること（会575条1項・637条）に対応して、会社の内部関係については大幅な定款自治が認められ、合名会社・合資会社の本質と強行法規に反しない限り、いかなる事項でも定款に定めることができる⁽³²⁾。この点に鑑みれば、社員資格を限定する定款の定めも有効であると解される。したがって、その点において持分会社は農業生産法人に親しむ。

一方、株式会社については、従来は、株主の資格を日本人・会社の従業員など一定の者に限定する定款の定めは無効と解されてきた⁽³³⁾。その理由は必ずしも明らかではないが、株主の個性を不問とする株式会社の特性（株主の匿名性）と株主資格の限定は調和しないこと、定款による株式譲渡の制限は取締役会の承認を要するという形に限られ、譲受人の範囲を限定することにより株式譲渡による投下資本回収の機会を制限することは許されないことなどが考えられる。一方、有限会社における社員資格の定款による制限の可否は学説上明らかではない。有限会社では、社員の氏名は定款の記載事項とされ（有6条1項5号）、社員の匿名性がない上に、持分譲渡の制限は定款の定めを待つまでもなく法定的・制度的に認められることに鑑みれば、持分譲渡による投下資本回収の機会が著しく制限されない限り、定款により社員資格を制限することもできると解する余地もある⁽³⁴⁾。しかし、有限会社は株式譲渡が制限される株式会社と本質的に異なるため、法定的な持分譲渡制限以上に社員の投下資本回収の機会を制限することは許されないと解することもできる。むしろ、「日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律」⁽³⁵⁾1条は、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社にあっては、定款をもって、株式の譲受人を、その株式会社の事業に関係のある者に限ることができるとし、5条はこれを有限会社にも準用していることに鑑みれば、その反対解釈として、それ以外の事業を営む株式会社・有限会社では社員資格を制限することはできないと

解される。

仮に定款による社員資格の制限が認められないとしても、非公開会社では株式譲受人の個性が問われ、譲受人の個性に応じて譲渡承認が拒絶される以上、一定の者に対する株式譲渡は承認することができない旨の定めを定款に置くことはできると解する余地もある⁽³⁶⁾。もっとも、株式譲渡を承認しない場合において適当な買受人を指定することができなければ、譲渡承認が擬制され(旧商204条ノ2第4項・7項)、定款の趣旨が実現できないこともありうる。株主が定款上承認されない譲受人に対する株式譲渡の承認を求めてきたとしても、これを権利濫用として排斥することは難しい。かかる請求を否定すれば、定款で社員資格を限定することに等しいからである。

このように、株式会社では定款をもってしても社員となりうる者の資格を限定することはできないという解釈を前提とすれば、社員資格の限定を本質的要素とする農業生産法人と株式会社は調和しないことになる。したがって、宮崎博士の主張されるように、株式会社に農業生産法人としての適格性を認めるためには、その前提として会社法上の手当が必要であり、定款による社員資格の限定を容認する旨の明文規定を置くことが望ましい。しかし、株式会社に農業生産法人としての資格を認めるという立法政策は、定款による社員資格の限定は許容されるという解釈を前提としているのではなかろうか。農地法が農業生産法人の要件として社員資格を限定している以上、これが単に事実として要求されるだけでなく、これを担保するために、定款をもって社員資格を法定の者に制限することが妨げられるはずはない。その結果、非公開会社に関する会社法一般の解釈としても、その営む事業に応じて必要かつ合理的な限りにおいて、定款をもって株主となりうる者の資格を限定することができるという余地がある。もっとも、株式譲渡による投下資本回収の保護という観点から、どの程度まで株主となりうる者の範囲を絞り込めるかは問題となるが、農業生産法人の要件がかなり厳格であることに鑑みれば、かなり大幅な限定が許容されそうである。新会社法における非公開会社法制は有限会社法制に準拠しており、高度な資本団体である株式会社の特質と抵

触すると思われるような定款自治まで許容しているため（会109条2項）、定款による株主資格の限定は新会社法の解釈としても可能であると思われる。ただし、定款による株主資格の限定により農業経営に適さない者の株式取得を防止することはできても、いったん株主となった者が定款所定の資格を失った場合には、その法律関係をめぐって紛争が起こるおそれがあることに留意しなければならない⁽³⁷⁾。

第二に、農地所有（または農地に関する権利の保有）と経営と労働（耕作）の一致という農業のあり方に鑑みれば、所有と経営が制度的に一致しているか否かは、農業生産法人の重要な要素となるであろう⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾。すなわち、農地の所有権自体は会社に帰属し、会社の実質的所有者たる社員は間接的に農地を所有するにすぎないが、各種会社において社員が直接経営に携わることが制度的に担保されているかが問題となる。この点につき、持分会社は、社員は原則として業務執行権を有し（会590条1項）、所有と経営が一致しているため、農業生産法人としての適格性を有する。一方、株式会社では、所有と経営を制度的に分離した会社形態である。すなわち、株主はその地位に基づいて業務執行権を有するわけではなく、会社の経営（業務執行）は実質的所有者たる株主の地位とは分離した取締役によって行われるが、非公開会社では、定款をもって取締役の資格を株主に限定することができるため（会331条2項但書）、実質的には所有と経営を一致させることができる。その意味では、農業生産法人としての適格性を否定することはできない。なお、所有または経営と労働の一致は、会社法の関知するところではない。会社法は、業務執行に関する究極的な責任の所在を明らかにするために業務執行権の所在（業務執行機関）を定めるにすぎず、実際に業務執行の一環として誰が農作業に従事するかを問わない。

第三に、農外からの資本を導入しつつ、農外からの干渉を可及的に防止する方法としては、株主総会における議決権が制限された株式を発行することが考えられる⁽⁴⁰⁾。議決権制限株式は、平成13年商法改正前においては利益配当優先株の附加的な属性にすぎなかったが、同年の改正によりそれ自体独

立した種類株式となった（会108条1項3号）。議決権制限株式は、株式の本質をもって所有権が団体法的に変容した社員権であると解する通説によれば、本来株主にとって本質的な権利であるはずの議決権を制限または剥奪する点において問題の残る制度ではあるが、農外からの出資者にはこれを発行することにより、経営は耕作従事者が主導するということを担保することができる。しかし、議決権制限株式を剰余金配当優先株の属性として発行するとしても、収益性の低い農業経営においてこれが活用されるかどうかについては疑問が残る。

第四に、宮崎博士は、農業に適する法人は「自然人の心」が会社の意思決定・業務執行に反映する法人であると主張されるが、そうであれば、各社員はその出資額の多寡にかかわらず1人の意思主体として尊重されるべきであろう。すなわち、農業経営に関する意思決定は一人一議決権による頭数多数決によるべきであり、株式会社における一株一議決権（会308条1項本文）に基づく資本多数決は妥当ではないことになる。しかし、新会社法は、非公開会社では株主の議決権につき株主ごとに異なる取扱を定款で定めることができるものとした（会109条2項）。すなわち、定款をもって一人一議決権とすることもできるし、自然人たる株主と法人たる株主の議決権を差別化することもできる。株式それ自体を株主たる地位と解してこれを擬人的に構成する通説の立場からすれば、一株一議決権の原則は当然の帰結となるから、かかる定款の定め許容は株式の本質と矛盾するようにも思われる。これに対して、一株一議決権の原則の根拠を、多額の資本を集約するための政策的理由に求める見解もある⁽⁴¹⁾。この見解によれば、一株一議決権の原則は、株主の資本的貢献度に応じて株主総会における発言力を増大させることにより、多額の出資を促進させるために政策的に採用されたものであり、株式会社も社団である以上、株主総会決議における意思主体はあくまでも株主という人であるから、一人一議決権は必ずしも株式会社の本質に反するわけではない。しかし、株式会社は本来大量の資金調達に基づき大規模企業を営むことを予定した会社形態であり、一株一議決権の原則の採用という政策的判断もかか

る株式会社の特質から導かれるものであるから、その例外の許容は理念型としての株式会社からの乖離を意味することには変わりはない。ともかくも、株式会社でも定款をもって株主の一人一議決権を認めれば、株主は平等に「自然人の心」を株主総会決議に反映させることができるため、農業生産法人としての適格性を損なうことはない。

4. 所有権と利用権の分離規制について

新たな農地政策としての所有権と利用権の分離規制については、借地による農業経営者には耕作者主義の適用を排除し、農地法上の権利移動規制に重大な変更をもたらすことを意味すると評価され⁽⁴²⁾、所有権についても耕作者主義を否定して株式会社の農地取得に道を開くものであるなどと批判されてきた⁽⁴³⁾。

そもそも、株式会社の農地取得を制限するということは、法律による会社の権利能力の制限にはかならない。すなわち、株式会社の権利能力について、従来は農地に関する権利（所有権・賃借権等）の取得は全面的に否定されていたのに対して、農業生産法人としての要件をみたす非公開会社のみ農地に関する権利の取得が許容されるようになり、今後は農業生産法人以外の株式会社にも農地の利用権（賃借権等）に限ってその取得を許容しようというのである。農地の所有権までは認めないのは、所有権（民206条）の要素たる処分権を否定するからであり、利用権に限定すれば、事実上農地を農地として利用する者しか権利を取得しないことになる⁽⁴⁴⁾。要するに、従来は法人のうち、耕作者自身と評価できるような法人に対してしか土地に関する権利の取得を認めなかったのに対して、今後は取得できる権利を限定することにより、権利取得者の属性の如何を問わず耕作目的の法人しか取得できないようにするのである⁽⁴⁵⁾。そうであれば、所有権と利用権の分離規制は相応の合理性があると思われる。

しかし、既存の農地所有者が農地を適正に利用していないからこそ、農地を効率的に利用してくれる者であれば誰でも農地の所有権取得を認めてよい

ということになるはずであるし、耕作者主義を農地法の理念から外せば、農地の所有権者を限定する理由もなくなる⁽⁴⁶⁾。したがって、今次の農地法改正に対する批判も正鵠を射ている。

5. おわりに

株式会社の農業参入をめぐる立法の動向は、農業の活性化という政策的な判断が先行し、「農業経営のあり方」と「株式会社のあり方」との理念的な整合性が十分に検討されてきたようには思われない。その意味において宮崎博士は重要な問題を提起されたと評価すべきであるが、結論としては、株式会社は農業に適さないわけではない。

しかし、それは、有限会社を株式会社に吸収し、本来株式会社にふさわしくない会社にも正面から株式会社の門戸を開放した結果、新会社法上株式会社の理念・あり方が曖昧になったからであり、「株式会社のあり方」が積極的に「農業経営のあり方」を受容したものではない。農業経営のあり方としては、家族経営が最も望ましいのに対して、株式会社のあり方としては、不特定多数人から大量の資金を調達して大規模企業を営むことを念頭に置いているため、同族企業には株式会社は適さない。かかる同族的・閉鎖的な会社に社員の有限責任制度の門戸を開放したのが有限会社である。したがって、理念的には農業経営のあり方と株式会社のあり方は調和しないのであり、農業生産法人から株式会社を排除したのは十分な合理性があったというべきである。しかし、実際には、本来有限会社形態をとるべき多くの同族的な中小企業までもが株式会社形態をとり、かかる株式会社にふさわしくない株式会社が株式会社の大部分を占めるようになった。これは株式会社の病理というべき現象であるが、新会社法がこれを生理に転換した結果として、家族経営も株式会社の生理となったということにすぎない。

また、株式会社は農業に適するといっても、それは株式会社でも定款自治により農業経営にふさわしい組織（内部関係）にすることができるという消極的な意味にすぎず、農業生産法人としては持分会社のほうがふさわしいこ

とに変わりはない。従来の子会社の分類に即していえば、人的会社こそ農業経営にはふさわしいのであり、物的会社性（資本団体性）が強く人的結合体としての色彩の乏しい株式会社は本来農業経営にはふさわしくないのであるが、新会社法は人的会社性の濃厚な組織をも株式会社に許容したために、農地法上の耕作者主義に反しない経営組織体になりうるようになっただけである。むしろ、社員が有限責任のメリットを享受したいのであれば、合同会社のほうがより農業に適したものとイえる。合同会社は、個性のある少数の社員が定款自治により主体性をもって柔軟に経営を行っていくことができる会社形態であり、有限会社よりも所有と経営が一致しているし、持分譲渡の制限はより厳格であり（会585条1項・2項）、退社制度（会606条・611条）の存在により持分譲渡による投下資本回収を保障しなければならないわけではなく、会社の閉鎖性はより徹底しているからである。

それでもあえて株式会社の農業参入を促進する理由は、既存の株式会社が農業に新規参入する道を開き、また農外の資本・技術等を積極的に受け入れて大規模な農業経営を可能にすることにあると思われる。そこでは、本来農業経営にふさわしくない株式会社の農業参入が想定されている。そうであれば、「株式会社は農業に適するか」という議論自体が無意味になりかねない。かかる議論が等閑視されることこそ、宮崎博士の最も危惧されるであろう。宮崎博士の問題提起は、株式会社には農地利用権のみの取得を認めるという新農地政策の下でも、決してその意義を失うことはない。今次の農地法改正では、法人による農地の利用権の取得には業務執行役員の農作業常時従事要件を課することにより、かろうじて耕作者主義との結びつきを維持したが、そこにはもはや株式会社という組織が農業に適するかという問題意識はない。むしろ、とってつけたような業務執行役員の農作業常時従事要件が株式会社の農業参入の足かせとなるようなことがあれば、耕作者主義を否定してまで農地の有効利用を促進しようとした政策目的も画餅に帰する。今後株式会社の農業経営に対する期待はますます大きくなると思われるが、農業経営のあり方と株式会社の農業参入の功罪は引き続き検討していかなければ

ならない。株式会社の農業参入は農業の将来にとって諸刃の剣となりうることに注意すべきである。

そもそも、従来から株式会社には農業経営への道が完全に閉ざされていたわけではない。農地法では株式会社による農地に関する権利取得が禁止されていたにすぎず、株式会社が山林・原野等を開墾して農業を営むことは妨げられない⁽⁴⁷⁾し、施設園芸・施設型畜産や農作業の請負を事業とすることも可能である。とすれば、やはり株式会社の農業参入問題の核心は、農地政策ひいては長期的な展望に基づく農業政策にあるといわざるをえない。著しい規制緩和は規制理念の崩壊をもたらしかねないため、必要最小限の法規制の根柢さえ失い、規制緩和に歯止めがかからなくなるおそれがある。新会社法における株式会社の法規制もその傾向にある。今次の農地法改正においても、耕作者主義から農地の有効活用というより抽象的な理念に転換しようとしたが、その実現は「農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保する」という所有者・賃借人等の責務（新2条の2）に多分に依存せざるをえないという点で、脆弱といえるかもしれない。

注

- (1) 株式会社による学校経営の当否については、名島利喜「株式会社による学校経営」三重大学法経論集26巻1号（2008年）1頁以下参照。株式会社の医療事業への参入については、川口恭弘「医療法人と株式会社」同志社法学60巻7号（2009年）869頁以下参照。
- (2) 株式会社の農業参入について会社法の視点から検討するものとしては、名島利喜「農業生産法人としての株式会社について」三重大学法経論叢23巻1号（2005年）27頁以下、同「株式会社による農業経営」三重大学法経論叢24巻2号（2007年）1頁以下がある。
- (3) 原田純孝「農地制度の規制緩和」丹宗暁信・小田中聡樹編『構造改革批判と法の視点』（2004年・花伝社）142頁。
- (4) 渡辺洋三『農業と法』（1972年・東京大学出版会）245頁。
- (5) 農業生産法人制度創設の経緯と昭和55年農地法改正までの変遷については、豊田洋一「農地制度の展開と農業生産法人」甲斐道太郎編『都市拡大と土地問題』（1993年・日本評論社）114頁以下に詳しい。また、農業生産法人制度の変遷とそれに伴う耕作者主義の変容については、鈴木龍也「農業生産法人制度改革と『耕作者主義』」

- 甲斐道太郎・見上崇洋編『新農基法と21世紀の農地・農村』（2000年・法律文化社）145頁以下参照。
- (6) 株式会社の農業参入問題に関する農政レベルでの議論の経緯については、原田・前掲注(3)146頁以下に詳しい。
 - (7) ここに至る経緯については、原田純孝「農地所有権論の現在と農地制度のゆくえ」渡辺洋三先生追悼論集『日本社会と法律学』（2009年・日本評論社）449頁以下参照。
 - (8) 原田純孝「自壊する農地制度」法律時報81巻5号（2009年）1頁。
 - (9) この改正では、農業生産法人についても、その構成員となりうる者として、その法人に農作業の委託を行っている個人が追加されるなど、その要件が緩和された（新2条3項2号）。
 - (10) 原田純孝「農地法の役割と株式会社の農地取得問題」農政ジャーナリストの会編『株式会社の農地取得』の是非（日本農業の動き122）』（1997年・農林統計協会）36頁，同・前掲注(3)168頁，大澤正俊「『新政策』と農地の所有・保有の法人化」横浜市立大学論叢52巻3号社会科学系列（2001年）55頁。
 - (11) 原田・前掲注(10)42頁，石井啓雄「農業生産法人要件緩和論の検討」駒沢大学経済学論集28巻3・4号（1997年）98頁。もっとも、その理由は必ずしも明らかではない。
 - (12) 例えば、梶井功「農地法論議に問われているもの」前掲注(10)『株式会社の農地取得』の是非』7～8頁参照。
 - (13) 例えば、荏開津典生＝生源寺真一『こころ豊かなれ日本農業新論』（1995年・家の光協会）180～181頁は、土地利用型農業の企業形態に関する規制を撤廃し、株式会社の参入を認めてよとしつつ、農地を農地として有効に利用するための規制はむしろ強化し、農地の転用規制は土地利用計画制度の下で厳格になされるべきであるとする。
 - (14) 原田・前掲注(10)36頁，田代洋一「農地耕作者主義の今日的意義」農業と経済68巻13号（2002年）26頁，大澤・前掲注(10)57頁。
 - (15) 原田・前掲注(10)38頁
 - (16) 原田・前掲注(10)39頁。
 - (17) 原田・前掲注(10)40頁。
 - (18) 原田・前掲注(10)40頁，同・前掲注(8)3頁。
 - (19) 原田・前掲注(10)40頁，田中栄「今後の農地制度改革への対応」前掲注(10)『株式会社の農地取得』の是非』91頁。
 - (20) 高木賢『農地制度—何が問題なのか』（2008年・大成出版社）15頁。
 - (21) 高木・前掲注(20)18頁。
 - (22) 原田・前掲注(10)37頁，同・前掲注(3)178頁。
 - (23) 石井・前掲注(11)94～95頁。
 - (24) 宮崎俊行『農業は「株式会社」に適するか』（2001年・慶應義塾大学出版会）224頁・252頁。
 - (25) 宮崎・前掲注(24)224頁・253頁。
 - (26) 宮崎・前掲注(24)14頁。
 - (27) 谷脇修「農地をめぐる規制緩和論議と土地・農地政策の課題」農業と経済62巻4号

株式会社は農業に適するか

(1996年) 39頁も、土地利用型農業については、その地域に住み生活している家族の労働を中心とした農業経営こそが持続可能な農業であり、自然を相手にした農業は、雇用労働を中心とした企業経営よりも、経営と労働が一体となった小経営の方が適しているとする。

- (28) 宮崎・前掲注(24)9～11頁・32～33頁・42～48頁・224～229頁・252～253頁・256～259頁・281～287頁。
- (29) 宮崎・前掲注(24)48～50頁・229～234頁・291～292頁。
- (30) 葉玉匡美編『新・会社法100問〔第2版〕』(2006年・ダイヤモンド社) 54頁参照。
- (31) 相澤哲編『立案担当者による新・会社法の解説(別冊商事法務295)』(2006年) 156～157頁 [相澤哲・郡谷大輔執筆] 参照。
- (32) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(1)』(1985年・有斐閣) 189頁 [谷川久執筆]、田中誠二『三全訂会社法詳論下巻』(1994年・勁草書房) 1198頁。
- (33) 味村治『改正株式会社法』(1967年・商事法務研究会) 13頁、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(3)』(1986年・有斐閣) 66頁 [上柳執筆]。
- (34) 宮崎・前掲注(24)45頁は、有限会社では、原始定款または社員全員一致により変更した定款で定めれば、社員となりうる者の資格・範囲を限定することはできると解する。
- (35) この法律は、昭和25年商法改正により株式譲渡の自由が強行法規化し、定款による制限が否定されたことに対して、全国の日刊新聞社による特例措置の要求運動が起こったことに伴い、日刊新聞の高度の公共性に鑑み、会社経営の独立性を維持するために制定されたものである。立法の経緯については、東季彦「株式譲渡制限の禁止規定とその特例法」日本法学18巻1号(1952年)10頁以下、同「株式譲渡制限の禁止規定について」商事法務研究41号(1956年)10頁参照。
- (36) この点につき、中島龍馬「株式の譲渡制限に関する規定について(通達解説)」商事法務研究389号(1967年)17頁は、「全面的に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款規定を置いて、具体的に取締役会で協議する場合に一定の承認基準を設け、例えば、当会社の事業に関係ある者に譲渡する場合には承認を与えるが、その他の者に譲渡する場合には承認を与えない旨の取締役会の内規は有効であると考えられるから、その承認基準を予め定款に規定しておくことも有効であるとの考えもあり得ようが、取締役会で一定の基準によって承認する場合と承認しない場合とを区別することと、承認されるための要件を定款で定めることは、法律上の効果において差異を生ずるものとする。すなわち、取締役会が承認基準を設けている場合において、取締役会がこれに違反して譲渡につき承認を与えたときは、その譲渡の承認(引用者注:「の承認」は不要?)は会社に対しても効力を有する。これに反して、定款に直接規定している場合には、取締役会において譲渡を承認したとしても、株式の譲受人が会社の事業に関係がない者である限りは、会社に対して譲渡の効力を主張できない」と述べ、「当会社の株式は、当会社に関係ある者にして取締役会の承認を得たる者以外に之を譲渡することができない」という定款の定めは、法律で認められていない制限の態様であって、株主の利益を不当に侵害するものであるから、無効と解すべきであるとする。

- (37) 金沢地決昭和62年9月9日判時1273号129頁では、日刊新聞紙の発行を目的とする会社において、事業関係者でなくなった株主の保有する株式を出席・欠席株式数及び議決権行使株式数から除外してなされた株主総会決議の効力が争われたが、日刊新聞法の趣旨を徹底して、決議に瑕疵はないとされた。
- (38) 鈴木・前掲注(5)155頁参照。
- (39) とすれば、所有と経営の分離に基づく機動的・効率的な農業経営が可能になるという点をもって株式会社の農業参入を容認する見解は、農地法の理念とは相容れないことになる。
- (40) 原田・前掲注(10)42頁、
- (41) 倉澤康一郎『商法の基礎〔三訂版〕』（1993年・税務経理協会）123～126頁、宮島司『新会社法エッセンス〔第3版〕』（2008年・弘文堂）168頁。
- (42) 原田純孝「農地制度はどこに向かうのか」農業と経済74巻1号（2008年）30頁。
- (43) 田代洋一『この国のかたちと農業』（2007年・筑波書房）114頁以下、同「2007年農地制度『改革』論議の行き着くところ」農政調査時報559号（2008年）15～17頁、松本一実「農業の危機的段階における農地政策のあり方」藤谷築次編『日本農業と農政の新しい展開方向』（2008年・昭和堂）184頁。
- (44) ただし、所有者と利用者が結託すれば、農地を農業以外に利用する余地はあり、制度が濫用されるおそれもある（高木・前掲注(20)83頁）。
- (45) 榎澤能生「改正案における目的と権利移動統制の改変」農業と経済75巻4号（2009年）50頁は、「農地の権利主体から出発する農地法制から、主体を問わずに農地の利用態様から出発する法制への転換」と特徴づける。そして、農地の権利主体となりうる要件がもつ意味を次のように解する。「農作業常時従事要件を明記したことによって農地法は、みずから農作業に常時従事する生活を営む地元農家を、農地に対する権利主体として保護することを明らかにした……。生産手段としての農地とその効率的利用への着眼ではなく、農作業への常時従事という生活スタイルの保持が農地法の目的として確認された。『羽織百姓』や、村外で経営だけを差配する者の排除という立法者の意図が、ポジティブにこのように表現されたのである。それは現に額に汗かく農家と土地との結合関係（所有関係であれ貸借関係であれ）を保護することに他ならない」（51頁）。「農地法は、地域に定住して現に農業に従事している農家を、農地に対する権利主体として位置づけることにより、換言すれば人に着目した国家統制を通じて、農地の農業的利用の確保と、これによる農業の多面的機能発揮に条件を創出している」（57頁）。
- (46) 榎澤・前掲注(45)58頁、原田・前掲注(8)2頁。
- (47) 株式会社が山林を開拓してゴルフ場を造成することはあっても農地として開墾した例はないことが、農地の農業利用に対する株式会社の真摯な姿勢を疑わせる一因となっているようである（梶井・前掲注(12)7～8頁、中村広次『検証・戦後日本の農地政策』（2002年・全国農業会議所）355頁）。

【付記（来住野）】

株式会社は農業に適するか

本稿は、平成20年度信州大学法科大学院地域連携事業報告書（平成21年3月）に掲載した「株式会社の農業参入とその問題点」を改題するとともに、その後の立法の動向をも踏まえて加筆修正したものであるが、その問題意識は宮崎俊行先生から直接与えられたものである。

前任校である朝日大学に在職中、私は宮崎先生に懇意にしていたが、先生はときに株式会社に対する不信感を表明されていた。当時農業法に関心のなかった私には、その意味するところはよくわからなかったのであるが、ご著書『農業は「株式会社」に適するか』を頂戴し、先生の意図を理解するに至り、会社法研究者としての立場から株式会社の農業参入の当否を研究する必要があると感じた。先生のご存命中には研究に着手することさえできなかったが、松本市からの受託研究によりこの問題を検討する機会を得た。本稿のタイトルも先生のご著書へのオマージュであり、株式会社の語を農業の語よりも先にしたのは会社法研究者としての視点を強調したかったからである。先生の学恩に報いるにはほど遠いものではあるが、本稿を宮崎先生に捧げたい。